

平成16年（行ウ）第68号 公金支出差止等請求事件
原告 村越 啓雄 外50名
被告 千葉県知事 外2名

証 拠 説 明 書 (1 9)

平成20年 11 月 10 日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

被告千葉県知事外2名訴訟代理人

弁護士 伴

義 聖



被告千葉県知事外2名指定代理人

鈴木
川島

信 行
雄 子



被告千葉県知事指定代理人

高 澤
古谷野
青 木
元 吉
松 丸
永 田

秀 昭
克 己
高 臣
博 保
忠 幸
一 海



被告千葉県水道局長指定代理人

海 保
大 類
高 野

芳 久
直 樹
幸 宏



高 橋



被告千葉県企業庁長指定代理人

鈴 鹿

春 雄



柏 原

憲 夫



篠 原

健 一



土 屋

直 隆



平 野

誠 一



| 号 証 | 標 目 | | 作成年月 | 作成者 | 立証趣旨 |
|----------------|--|----|----------------|--|--|
| 乙 349 | 八ッ場ダム建設事業 について（照会） | 写し | H20.5.12 | 千葉県知事 | 大熊孝氏の意見書（甲B 55号証）に対する国土交 通省への意見照会 |
| 乙 350 の1 | 八ッ場ダム建設事業 について（回答） | 原本 | H20.9.1 | 国土交通省関 東地方整備局 長 | 大熊孝氏の意見書（甲B 55号証）に対する国土交 通省の見解 （乙256号証の1の回 答と関連） |
| 乙 350 の2 | 参考資料（①～②①） | 原本 | H20.9.1 | 国土交通省関 東地方整備局 | 大熊孝氏の意見書（甲B 55号証）に対する国土交 通省の見解についての参 考資料 |
| 乙 351 | 証人調書 大熊孝 <水戸地裁平成16 年（行ウ）第20号 事件> | 写し | H20.7.30 期日 | 水戸地方裁判 所 | 原告らが治水関係につ いて、証人申請した大熊孝 氏の証言内容（水戸地裁） |
| 乙 352 | 八ッ場ダム建設事業 における大熊孝氏の 証言について（照会） | 写し | H20.9.4 | 茨城県知事 | 大熊孝氏の証言（乙35 1）に対する茨城県知事の 国土交通省への意見照会 （水戸地裁乙220号証） |
| 乙 353 の1 | 八ッ場ダム建設事業 における大熊孝氏の 証言について（回答） | 写し | H20.10.21 | 国土交通省関 東地方整備局 長 | 大熊孝氏の証言（乙35 1）についての意見照会 （乙352）に対する国土 交通省の見解 （水戸地裁乙221号証 の1） |
| 乙 353 の2 | 参考資料（①～⑤） | 写し | H20.10.21 | 国土交通省関 東地方整備局 | 大熊孝氏の証言に対す る国土交通省の見解につ いての参考資料 （水戸地裁乙221号証 の2） |
| 乙 354 | 意見書 | 原本 | H20.11.10 | 千葉県総合企 画部水政課 松丸忠幸 千葉県水道局 高橋豊 千葉県企業庁 平野誠一 | 八ッ場ダムが千葉県水 道局及び千葉県企業庁の 水源として必要である事 実等 嶋津意見書（甲23）に 対する被告らの意見 |

| 号 証 | 標 目 | | 作成年月 | 作成者 | 立証趣旨 |
|----------------|--|----|--------------|---------------|--|
| 乙 355 | 官報 (国土交通省告示第 875号) | 写し | H20.7.11 | 国土交通省 | 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の全部変更(第5次フルプラン)が告示された事実 |
| 乙 356 | 長期水需給の見通し について(回答) | 写し | H20.3.27 | 企業庁工業用水部工務課長 | 千葉県水政課からの長期水需給の見通しについての照会に対し、千葉県企業庁が平成20年3月に回答した事実 |
| 乙 357 | 水問題原論 増補版 | 原本 | H11.10.12 | 嶋津暉之 | 嶋津氏が節水を信条としている事実等 |
| 乙 358の 1 | 平成18年度千葉県 特別会計工業用水道 事業会計 決算及び 事業報告書 | 写し | H19 | 千葉県企業庁 | 平成18年度の1日最大給水量が約84万9000m ³ /日である事実 |
| 乙 358の 2 | 平成19年度千葉県 特別会計工業用水道 事業会計 決算及び 事業報告書 | 写し | H20 | 千葉県企業庁 | 平成19年度の1日最大給水量が約90万4000m ³ /日である事実 |
| 乙 359 | 夷隅川総合開発事業 大多喜ダム建設工事 について | 原本 | H19.5.22 | 南房総広域水道企業団企業長 | 南房総広域水道企業団が平成19年5月に大多喜ダム建設事業への参画を中止した事実 |
| 乙 360 | 戸倉ダム建設事業に ついて | 写し | H15.12.25 | 国土交通省 | 北千葉広域水道企業団が参画予定であった戸倉ダム建設事業が平成19年12月に中止されることとなった事実 |
| 乙 361 | 霞ヶ浦導水事業の再 評価について | 原本 | H19.6.14 | 東総広域水道企業団企業長 | 東総広域水道企業団が平成19年6月に霞ヶ浦導水事業への参画を中止した事実 |
| 乙 362 | 市区町村別人口と世 帯 | 写し | H20.11 印刷 | 千葉県 | 千葉県の人口が平成20年8月1日現在で約614万2000人である事実 |

| 号 証 | 標 目 | | 作成年月 | 作成者 | 立証趣旨 |
|----------------|--------------------------|----|-----------------|---|---|
| 乙 363 | 平成18年度全国地盤沈下地域の概況 | 写し | H19.11 | 環境省 水・大気環境局 | 地盤沈下が建造物の損壊等の被害をもたらす危険性のある事実、湧水が発生すると急激な地盤沈下が生ずる可能性のある事実等 |
| 乙 364 の1 | 大阪府営水道 (大阪府水道部HPより) | 写し | H20.10.28 印刷 | 大阪府 | 大阪府営水道が大阪市を除く府内全域に給水している事実 |
| 乙 364 の2 | 大阪府水道部統計年報 平成18年度 | 写し | H18年度 | 大阪府水道部 | 大阪府営水道が大阪市を除く府内全域に給水している事実 |
| 乙 365 | 利根川の広域低水管理 | 写し | H20.10 印刷 | 国土交通省 | 利根川への水の補給は、渡良瀬貯水池を含む利根川上流ダム群等を効率的、効果的に運用する広域低水管理が行われている事実 |
| 乙 366 の1 | 平成17年度上流7ダム補給量と渡良瀬貯水池補給量 | 写し | H17年度 | 国土交通省 | 渡良瀬貯水池の干し上げ期間中は、貯水量が温存されていた他のダム群からの補給により、河川流量が賄われている事実 |
| 乙 366 の2 | 平成18年度上流7ダム補給量と渡良瀬貯水池補給量 | 写し | H18年度 | 国土交通省 | 同上 |
| 乙 367 | 渡良瀬貯水池貯水容量図 | 写し | H18年度 | 国土交通省 | 同上 |
| 乙 368 | 意見書 | 原本 | H20.11.10 | 千葉県総合企画部水政課 松丸忠幸 同県土整備部河川整備課 高澤秀昭 千葉県水道局 高橋豊 千葉県企業庁 平野誠一 | 八ッ場ダムが千葉県の治水において著しい利益がある事実、千葉県企業庁及び千葉県水道局の水源として必要である事実等 大野陳述書(甲20)に対する被告らの意見 |
| 乙 369 | 千葉県水道局事業懇談会設置要綱 | 写し | H14.9.2 | 千葉県水道局 | 千葉県水道局が千葉県水道局事業懇談会を設置していた事実等 |

| 号 証 | 標 目 | | 作成年月 | 作成者 | 立証趣旨 |
|----------------|--|----|--------------|-------|---|
| 乙 370 の1 | 平成18年度予算に係る水道施設整備事業の再評価について (厚生労働省HPより) | 写し | H20.11 印刷 | 厚生労働省 | 厚生労働省が、平成18年1月～3月に平成18年度予算に係る水道施設整備事業の再評価を行った事実 |
| 乙 370 の2 | 平成18年度予算に係る水道施設整備事業の再評価について (厚生労働省HPより) | 写し | H20.11 印刷 | 厚生労働省 | 厚生労働省の再評価により、千葉県水道局の水道施設整備事業が継続する事業と決定された事実 |